

3歳～5歳児の保護者の皆様へ

令和元年 10月1日から保育料が無償化されます

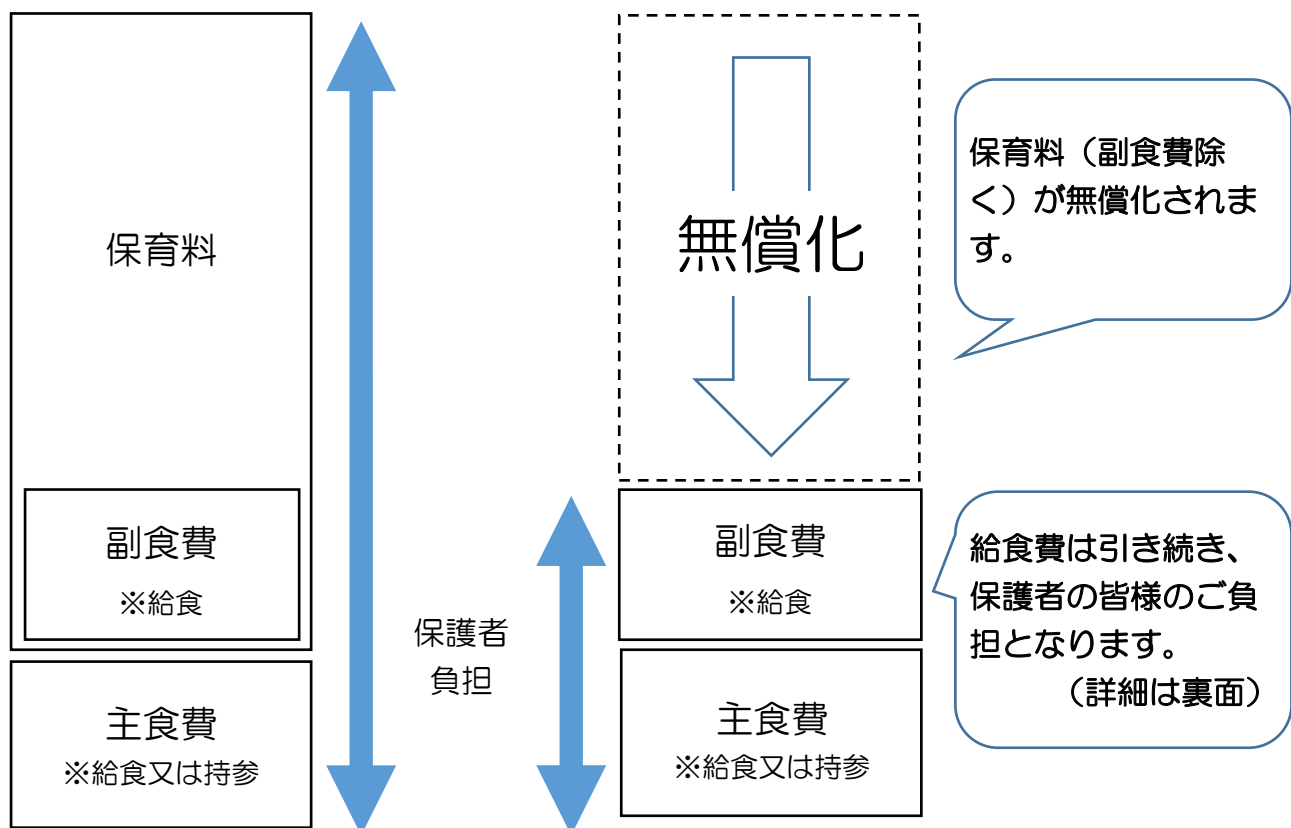
○ 令和元年10月1日から、3歳～5歳児については保育料が無償化されるため、市（認定こども園の場合は在籍する園）にお支払いいただく必要がなくなります。

○ 保育所等の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てする場合も同様に必要となる費用です。このため、保育所等を利用する保護者の皆様も、自宅で子育てする保護者の皆様と同様に、その費用をご負担していただくことが原則となります。保育料の無償化後も、引き続き、保護者の皆様のご負担をお願いいたします。

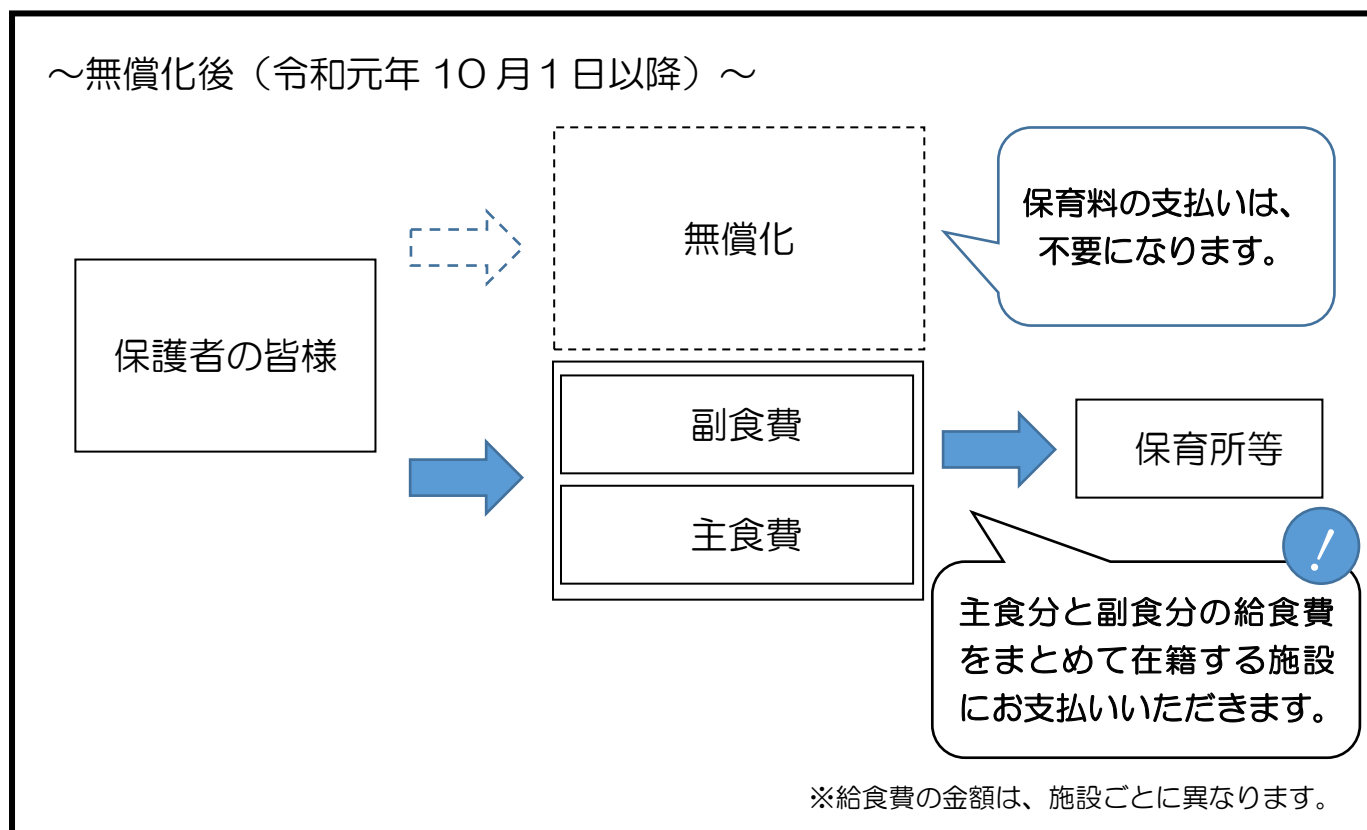
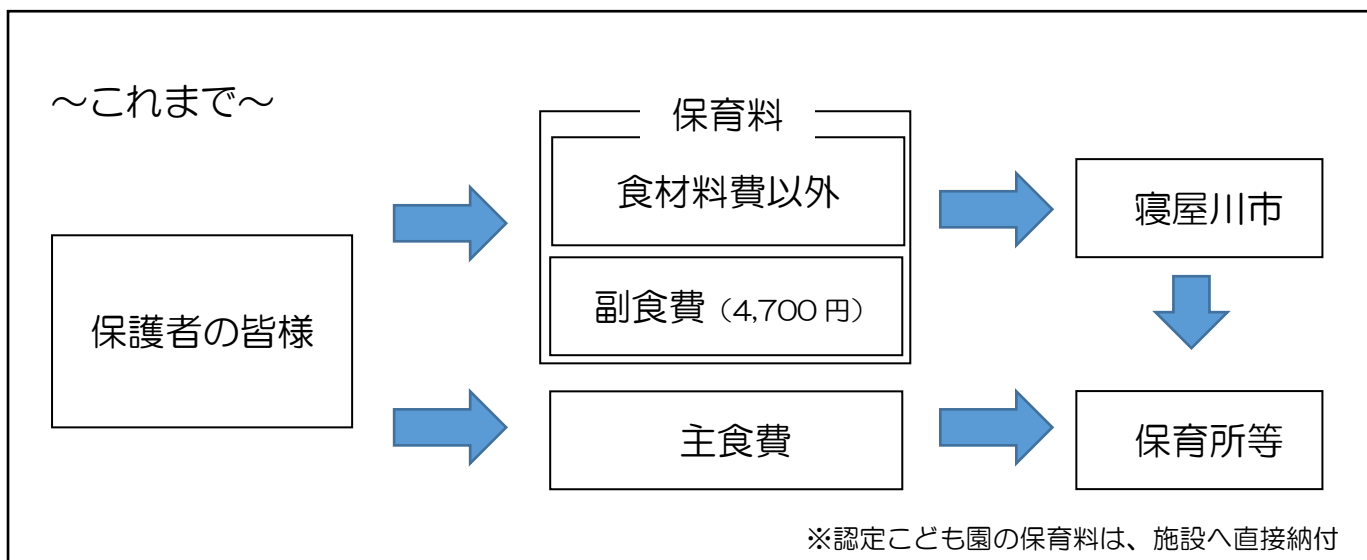
（詳細は裏面をご覧ください。）

～これまで～

～無償化後（令和元年10月1日以降）～



- 現在、3歳～5歳児の給食費分は、
 - ・ 主食（ごはんなど）分については、在籍する保育施設へ（現物持参の施設もあり）、
 - ・ 副食（おかず）分については、保育料の一部としてお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育の無償化が開始されますが、給食費については、引き続き、保護者の皆様にご負担いただくことが原則となります。ただし、無償化に伴い、今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて在籍する保育施設にお支払いいただくこととなりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。



<問い合わせ先>

寝屋川市こども部保育課 Tel072-812-2552（直通）